受付印

第六号様式（提出用）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

平成　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の 平成　年　月　日 の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	10,000,000
（ふりがな） 法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
（ふりがな） 代表者 自署押印	（ふりがな） 経理責任者 自署押印	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	10,000,000
		期末現在の資本金等の額	10,000,000

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の 道府県民税 事業税 地方法人特別税 の 確定 申告書 ※

（事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割 所得金額総額（67−68）又は別表5 33	26	47,077,490		
年400万円以下の金額	27	4,000,000	3.4	136,000
年400万円を超え年800万円以下の金額	28	4,000,000	5.1	204,000
年800万円を超える金額	29	39,077,000	6.7	2,618,100
計 27＋28＋29	30	47,077,000		2,958,100
軽減税率不適用法人の金額	31	000		00
付加価値割 付加価値額総額	32			
付加価値額	33	000		00
資本割 資本金等の額総額	34			
資本金等の額	35	000		00
収入割 収入金額総額	36			
収入金額	37	000		00
合計事業税額 30＋33＋35＋37又は31＋33＋35＋37	38			2,958,100
平成28年改正法附則第5条の控除額	39			00

事業税の特定寄附金税額控除額	40		仮装経理に基づく事業税額の控除額	41	
差引事業税額 38−39−40−41	42	2,958,100	既に納付の確定した当期分の事業税額	43	594,300
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	44		この申告により納付すべき事業税額 42−43−44	45	2,363,800
45の内訳 所得割	46	2,363,800	付加価値割	47	00
資本割	48	00	収入割	49	00
45のうち見込納付額	50		差引 45−50	51	2,363,800

（地方法人特別税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割に係る地方法人特別税額	52	2,958,100	43.2	1,277,800
収入割に係る地方法人特別税額	53	00		00
合計地方法人特別税額 （52＋53）	54			1,277,800

仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	55		差引地方法人特別税額 54−55	56	1,277,800
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額	57	528,400	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	58	
この申告により納付すべき地方法人特別税額 56−57−58	59	749,400	59のうち見込納付額	60	
差引 59−60	61	749,400			

所得金額の計算の内訳

項目		金額
所得金額（法人税の明細書（別表4）の（34））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（42））	62	47,077,490
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	63	
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	64	
減算 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	65	
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	66	
仮計 62＋63＋64−65−66	67	47,077,490
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	68	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（49））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（56））	69	47,077,490
法第15条4の徴収猶予を受けようとする税額	70	

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）		
法人税法の規定によって計算した法人税額	1	10,265,864
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2	
還付法人税額等の控除額	3	
退職年金等積立金に係る法人税額	4	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 1＋2−3＋4	5	10,265,000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	6	000
法人税割額 3.2/100 （5又は6×3.2/100）	7	328,480
道府県民税の特定寄附金税額控除額	8	
外国の法人税等の額の控除額	9	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	10	
差引法人税割額 7−8−9−10	11	328,400
既に納付の確定した当期分の法人税割額	12	173,800
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13	
この申告により納付すべき法人税割額 11−12−13	14	154,600
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	15	12月
20,000 円×(15)/12	16	20,000
既に納付の確定した当期分の均等割額	17	00
この申告により納付すべき均等割額 16−17	18	20,000
この申告により納付すべき道府県民税額 14＋18	19	174,600
19のうち見込納付額	20	
差引 19−20	21	174,600
東京都に申告する場合の7の計算 特別区分の課税標準額	22	000
同上に対する税額 22×/100	23	
市町村分の課税標準額	24	000
同上に対する税額 24×/100	25	
還付請求 中間納付額	71	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店　口座番号（普通・当座）
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		10,000,000
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		10,014,400
決算確定の日		平成　年　月　日
解散の日		平成　年　月　日
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成　年　月　日
申告期限の延長の処分（承認）の有無		事業税 有・無　法人税 有・無
法人税の申告書の種類		（青色）・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
翌期の中間申告の要否		要・否
国外関連者の有無		有・無

関与税理士署名押印（電話　　　）